

議案第 5 2 号

大口町都市計画税条例の一部改正について

大口町都市計画税条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

平成 2 8 年 9 月 2 日提出

大 口 町 長 鈴 木 雅 博

(提案理由)

この案を提出するのは、地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）の一部が改正されたことに伴い、この条例の一部を改正するため必要があるからである。

大口町都市計画税条例の一部を改正する条例

大口町都市計画税条例（昭和３８年大口町条例第１７号）の一部を次のように改正する。

第２条第２項中「、第２３項、第２４項」を「、第２２項から第２４項まで」に、「又は第３０項から第３３項まで」を「から第３１項まで、第３３項又は第３４項」に改める。

附則第２項から第７項までの規定中「第２０項」を「第１９項」に改める。

附則第１０項中「附則第２項から第４項」を「附則第２項及び第４項」に改める。

附則第１１項中「若しくは第３２項」を「、第３２項若しくは第４５項」に、「第３０項から第３３項まで」を「第３４項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の大口町都市計画税条例の規定は、平成２８年４月１日から適用する。

大口町都市計画税条例の一部改正新旧対照表

新	旧
(納税義務者等)	(納税義務者等)
第2条 略	第2条 略
2 前項の「価格」とは、当該土地又は家屋に係る固定資産税の課税標準となるべき価格（法第349条の3第10項から第12項まで、 <u>第22項から第24項まで</u> 、第26項、 <u>第28項から第31項まで</u> 、 <u>第33項又は第34項</u> の規定の適用を受ける土地又は家屋にあっては、その価格にそれぞれ当該各項に定める率を乗じて得た額）をいい、前項の「所有者」とは、当該土地又は家屋に係る固定資産税について法第343条において所有者又は所有者とみなされる者をいう。	2 前項の「価格」とは、当該土地又は家屋に係る固定資産税の課税標準となるべき価格（法第349条の3第10項から第12項まで、 <u>第23項、第24項</u> 、第26項、第28項 <u>又は第30項から第33項まで</u> の規定の適用を受ける土地又は家屋にあっては、その価格にそれぞれ当該各項に定める率を乗じて得た額）をいい、前項の「所有者」とは、当該土地又は家屋に係る固定資産税について法第343条において所有者又は所有者とみなされる者をいう。
3・4 略	3・4 略
附 則	附 則
1 略	1 略
2 宅地等に係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税額が、当該宅地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の都市計画税について法第702条の3の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下同じ。）に100分の5を乗じて得た額を加算した額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（ <u>第19項</u> を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「宅地等調整都市計画税額」という。）を超える場合	2 宅地等に係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税額が、当該宅地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の都市計画税について法第702条の3の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下同じ。）に100分の5を乗じて得た額を加算した額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（ <u>第20項</u> を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「宅地等調整都市計画税額」という。）を超える場合

新	旧
には、当該宅地等調整都市計画税額とする。 3 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（<u>第19項</u>を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額を超える場合にあっては、前項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。 4 附則第2項の規定の適用を受ける宅地等に係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（<u>第19項</u>を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合にあっては、附則第2項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。 5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税の額は、附則第2項の規定	には、当該宅地等調整都市計画税額とする。 3 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（<u>第20項</u>を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額を超える場合にあっては、前項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。 4 附則第2項の規定の適用を受ける宅地等に係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（<u>第20項</u>を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合にあっては、附則第2項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。 5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税の額は、附則第2項の規定

新	旧
にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（<u>第19項</u>を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「商業地等据置都市計画税額」という。）とする。	にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（<u>第20項</u>を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「商業地等据置都市計画税額」という。）とする。
6 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税の額は、附則第2項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（<u>第19項</u>を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「商業地等調整都市計画税額」という。）とする。 （農地に対して課する平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税の特例）	6 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税の額は、附則第2項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（<u>第20項</u>を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「商業地等調整都市計画税額」という。）とする。 （農地に対して課する平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税の特例）
7 農地に係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該農地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該農地に係る当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該農地が当該年度分の固定資産税について法第34	7 農地に係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該農地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該農地に係る当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該農地が当該年度分の固定資産税について法第34

新	旧		
9条の3（<u>第19項</u>を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「農地調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該農地調整都市計画税とする。 <table border="1"><tr><td>略</td></tr></table> （市街化区域農地に対して課する都市計画税の課税の特例）	略	9条の3（<u>第20項</u>を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「農地調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該農地調整都市計画税とする。 <table border="1"><tr><td>略</td></tr></table> （市街化区域農地に対して課する都市計画税の課税の特例）	略
略			
略			
8・9 略	8・9 略		
10 <u>附則第2項及び第4項</u>の「宅地等」とは法附則第17条第2号に、附則第2項及び第5項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第25条第6項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に、附則第3項、第5項及び第6項の「商業地等」とは法附則第17条第4号に、附則第5項から第7項までの「負担水準」とは法附則第17条第8号ロに、附則第7項の「農地」とは法附則第17条第1号に、附則第7項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第26条第2項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に附則第8項及び前項の「市街化区域農地」とは法附則第19条の2第1項に規定するところによる。 11 法附則第15条第1項、第17項、第18項、第23項、<u>第32項若しくは第45項</u>、第15条の2第2項又は第15条の3の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は<u>第34項</u>」とあるのは「若しくは第34項又は法附則第15条	10 <u>附則第2項から第4項</u>の「宅地等」とは法附則第17条第2号に、附則第2項及び第5項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第25条第6項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に、附則第3項、第5項及び第6項の「商業地等」とは法附則第17条第4号に、附則第5項から第7項までの「負担水準」とは法附則第17条第8号ロに、附則第7項の「農地」とは法附則第17条第1号に、附則第7項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第26条第2項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に附則第8項及び前項の「市街化区域農地」とは法附則第19条の2第1項に規定するところによる。 11 法附則第15条第1項、第17項、第18項、第23項若しくは<u>第32項</u>、第15条の2第2項又は第15条の3の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は<u>第30項から第33項まで</u>」とあるのは「若しくは第30項から第33項ま		

新	旧
から第 1 5 条の 3 まで」 とする。	<u>で</u> 又は法附則第 1 5 条から第 1 5 条の 3 ま で」 とする。